

奈良県スタートアップ等公共調達促進事業運営業務委託公募型プロポーザル
質問に対する回答

No.	質問内容	回答	更新日
1	プレゼンテーションの方法について、募集要項に「令和7年6月3日（火）にプレゼンテーション及びヒアリングを行う」旨の記載があるが、実施方法はオンライン・オフラインのどちらを予定しているのでしょうか。オフラインで実施の場合、プレゼンテーションに使用する資料はモニター等への投影はなく、手元での資料のみでの実施になるのでしょうか。また、プレゼンテーションに使用する資料は正本・コピーのどちらを使用するのでしょうか。	令和7年6月3日（火）に実施予定のプレゼンテーション及びヒアリングは、オフラインで実施いたします。プレゼンテーションはモニター等への投影はせず、手元の資料のみでの実施となります。また、資料は事前に提出されたコピーを使用いたします。	5月8日
2	業務受託実績の記載ルールについて、参加申込書と併せて提出する提出物一覧の中にある業務受託実績（様式3）において、「過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に、スタートアップ等からの公共調達支援に関する類似業務を受託した業務の実績を記載」との補足の記載がありますが、令和6年度・令和7年度の2カ年に渡って受託・運営をしている受託事業を本件に記載しようとした場合、記載する受託期間は「令和6年8月15日～令和8年3月31日」となり、受託開始日は過去5年間のルール内に該当しますが、契約終了予定日が未来の日付であり、ルール外となります。この場合、「～令和8年3月31日」と記載しても参考実績・評価としての対象になるのでしょうか。	過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）の受託実績となりますので、まだ事業が完了していない受託実績（令和7年度以降に完了予定の受託業務）は、参考実績・評価としての対象とはなりません。	5月8日
3	企画提案書の作成・提出方法について、本件の募集要項に企画提案書の提出方法・フォーマットに関する記載がありましたが、企画提案書（様式4）、企画提案書明細（様式5）の製本に関する指定はありますか（フラットファイル等に綴じる必要があるのか。ホッチキス止めする程度で問題ないのか。）。また、企画提案書明細（様式5）の補足として、PowerPoint等の補足資料を別途で作成・提出することは認められるのでしょうか。	企画提案書（様式4）、企画提案書明細（様式5）の製本に関する指定はございません。また、企画提案書明細（様式5）として、PowerPoint等で作成した資料を追加して提出することは認められます。	5月8日
4	ガバメントピッチについて、開催場所となる会場はどちらを想定しているのでしょうか。	大阪府にある「QUINTBRIDGE」での開催を想定しています。ただし、調整中のため今後変更となる場合がございます。	5月8日
5	策定した共創プランについて、本事業年度以降（主に次年度）の導入や継続が想定される場合、その費用は県、発表自治体のいずれが負担することを想定しているのでしょうか。	本事業年度以降の導入や継続が想定される場合は、発表自治体の費用負担を想定しています。	5月8日